

令和8年 第2回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月27日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

- | | | | | | |
|----|--------|----|-------|----|-------|
| 1番 | 橋口 昌央 | 2番 | 幸妻 正浩 | 3番 | 上野 光正 |
| 5番 | 松井 正一郎 | 6番 | 永友 薫 | 7番 | 坂元 洋子 |
| 会長 | 坂本 弘志 | | | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1番 | 宮越 美秋 | 2番 | 久保田 伸博 | 3番 | 山本 浩司 |
| 5番 | 小原 拓也 | 7番 | 坂本 幸 | 8番 | 加藤 重利 |

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第9号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について
- 第8 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第9 議案第11号 農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第10 議案第12号 農地の賃借料情報提供について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会議の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和8年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番、上野光正委員、5番、松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日2月27日、金曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

2ページを御覧ください。

まず、2月の業務報告について、でございます。

9日に「不動産評価委員会」が開催されております。

10日に「地域計画や農地集約化に係る意見交換会」が行われております。

13日に「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されております。

17日に「児湯管内総合農政推進協議会 幹事会」と「児湯地域担い手育成

総合支援協議会 事務局会」が開催されております。

24日になります。「みやざき農業委員会女性ネットワーク研修会」が開催されております。同じ日の午後にもう1つ研修等が行われているようです。

25日に「児湯農業改良普及事業推進協議会 幹事会」が開催されております。この会につきましては、8年度に廃止になる予定でございます。

2月の総会関係になりますけど、20日が現地調査で、本日27日が総会となっております。

続きまして、3月の業務計画でございます。

4日から19日までの間で「町議会 定例会」が開催されます。

26日に「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長会議」が開催されます。

ここには記載しておりませんが、3月2日から31日までが、次期委員の応募、募集等の期間になります。

3月の総会関係でございます。

23日に現地調査で、30日が総会の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

報告と計画については、以上です。

続いて、県進達経過報告です。

2ページを御覧ください。

まず、令和7年12月25日、農業委員会総会、承認分です。

農地法第5条申請、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの宅地分譲の件は、令和8年1月23日付けで、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの建物建築の件は、令和8年2月12日付けで、それぞれ許可となっております。

続いて、令和8年1月28日、農業委員会総会、承認分です。

農地法第4条申請、〇〇〇〇さんの資材置き場の件は、令和8年2月2日付けで許可となっております。以上です。

3ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 505㎡ ほかに18筆 計19,399㎡

所有者 ○○○○
届出人 ○○○○

2番 所在 大字○○字○○****番* 田 286㎡
所有者 ○○○○ ほか2名
届出人 ○○○○

3番 所在 大字○○字○○****番 田 904㎡
所有者 ○○○○
届出人 ○○○○

3件とも相続による所有権移転となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 ほか2筆
貸付人 ○○○○
借受人 ○○○○

2番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 ○○○○

3番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田
貸付人 ○○○○
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして、7ページになります。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」
です。

1番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 ほか19筆
貸付人 ○○○○
借受人 ○○○○

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから8ページについて、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

県の進達経過報告ですけど、25日付けの承認分が、〇〇〇〇と〇〇〇〇の分で、許可でかなり時間差がありますけど、何か理由があるのでしょうか。

[事務局]

〇〇〇〇は、盛土対策の関係で、添付書類等、本課との協議が別に行われていますので、許可までの日数がかかっています。

その関係でシール工業の分が、日にちが遅くなっておりますけど、埋め立ての盛土対策の関係で、いろいろ届出とか必要になっている分で、そちらの手続きと合わせてあるので、ずれが生じるものです。

[5番]

はい。分かりました。

[議長]

そのほか、ありませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9ページをお開きください。

議案第6号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和8年1月26日 売渡しの申し出です。
申出者 ○○○○
農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 1, 333㎡

2 番 令和8年1月29日 貸渡しの申し出です。
申出者 ○○○○
農地の所在 大字○○字○○****番*
田 276㎡ ほか1筆

3 番 令和8年2月20日 貸渡しの申し出です。
申出者 ○○○○
農地の所在 大字○○字○○****番 田 1, 388㎡

申し出のそれぞれの地図について、10ページから18ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し申し出 担当委員 2 番 久保田伸博 推進委員
順番委員 7 番 坂本 幸 推進委員

2 番 貸渡し申し出 担当委員 8 番 加藤 重利 推進委員
順番委員 1 番 宮越 美秋 推進委員

3 番 貸渡し申し出 担当委員 2 番 久保田伸博 推進委員
順番委員 3 番 山本 浩司 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19ページをお開きください。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 984㎡ ほか3筆 計3,480㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

この件は、譲渡人の〇〇〇〇さんと、譲受人、〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

1月の総会にて、審議していただいた案件であります。

資料22ページを御覧ください。

場所は〇〇で、今回の譲受人、〇〇〇〇さん自宅の南東の辺りにあります。

資料23ページを御覧ください。

****番、1,008㎡。****番*、852㎡。****番*、636㎡。棚田状に****番から順に上っていく感じに位置しております。

****番*、984㎡は現在、遊休農地化しております。

私が直接、〇〇〇〇さん宅に出向き、本人と話し合い、本人の口から、「今後、農地として利用できるように整備していきたい。」との確認をとりました。

令和6年に〇〇在住の〇〇〇〇さんから、あっせんに出されていたうちの4筆で、いずれも地目は田で、4筆で合計3,480㎡。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ買って欲しいと相談されたことから今回の話がまとまり、申請に至りました。

金額は〇〇〇〇円で、10a当たり〇〇〇〇円となっております。

現在、****番*以外は、きれいに耕されており、〇〇〇〇さんは、経営規模拡大のため購入を考えているようです。

審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。
推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、橋口委員の説明に付け加えることはありません。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。24 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

現地の状況につきましては、先月 1 月 21 日に現地調査を行った通りで、2 月 18 日に事務局において、周辺の農地の利用状況を確認しましたが、状況は変わっておりませんでした。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件につきましては、受け人が、橋口昌央委員が代表である法人の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央委員 退室】

それでは、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 368㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

農地法第3条による、譲渡人、〇〇〇〇さんから、譲受人、〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*で、面積は368㎡です。

場所は、26ページを御覧ください。

中央に10号線が通っています。〇〇の南側に〇〇がありますが、その10号線を挟んで東側に申請地はあります。

農地中間で、今年の5月から10年間の賃貸借契約がされておりましたが、〇〇〇〇さんとの話がまとまり、今回の申請になりました。

代表の橋口昌央さんは、皆さん御存じの通りの方で、現地を確認したところ、隣の****番*と1枚の田になっており、きれいにロータリーがかけてありました。

取得後は米を作られる予定です。

対価は総額〇〇〇〇円で、10a当たり〇〇〇〇円になります。説明は以上です。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、永友委員の意見に付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。28 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

それでは、3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 所有権移転 無償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 100㎡ ほか2筆 計580㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

農地法第3条による、譲渡人、〇〇〇〇さんから、譲受人、〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*、****番*となっています。もう1か所、大字〇〇字〇〇****番*の3筆で、合計580㎡となっています。

場所は、30ページを御覧ください。

国道10号線を〇〇方面に向かって行くと、〇〇交差点がありますが、そこを〇〇に向かって曲がり、500mほど行ったところに2筆。

また、残りの1筆は、〇〇を過ぎて右折すると、〇〇〇〇さんの実家とハウスがありますが、そのハウスのすぐ東側に申請地があります。

以前から相対で〇〇〇〇さんが耕作をされていましたが、〇〇〇〇さんは〇〇で主に農業をされていて、申請地までが遠いということと、高齢であるということなど、今後のことを考えて、所有権移転の話がまとまったので、今回の申請になりました。

〇〇〇〇さんは、ピーマン、水稻を主に作られている認定農業者で、現地を確認したところ、****番*と****番*の2筆は、1枚の田にされていて、きれいにロータリーがかけられていましたが、もう1筆の方は、現況が雑種地となっており、草が生えていましたが、取得後は米を作るか、苗床にするか思案中だということでした。

対価は無償です。説明は以上です。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

[推進委員3番]

はい。3番、永友薫委員の説明に、何か付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。33ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 337㎡ ほか1筆 計2, 698㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明します。

譲受人の〇〇〇〇は、令和7年10月14日に設立された法人で、農地所有適格法人として県から認定を受けております。

〇〇にある〇〇〇〇が出資しております。

〇〇に事務所を置いて、鶏卵、飼料作物、露地野菜等を生産する計画でありまして、〇〇〇〇から今回、事業譲渡を受けて、〇〇、〇〇、〇〇にある農地を取得し、一体的に営農管理をするという計画です。

〇〇につきましても、今月の総会で承認される方向と聞いております。

県から農業経営改善計画の認定を受けておりますが、内容を見ると、おそらく鶏卵のみの販売ではないかと思われまますので、農地の管理については、これから少し注視していきたいところであると思えます。

所有権移転の案件です。

場所は、〇〇を過ぎて、2つ目の道路を左折、100mくらい行った左に3連棟の建物、今は使用されていませんが、昔、〇〇があったところでございます。その東側に1筆、建物の北西辺りに1筆あります。

35ページの地図を参照していただきます。

36ページをお開きいただいて、建物は、****番に建っていましたが、事業譲渡によりまして土地を取得するため、無断転用状態になっており出来なかったため、****番の部分を、もう既に現在撤去してありますが、残りの部分の今回の申請となりました。

今回の農地につきまして、ネギ、エンドウマメを耕作予定で、メインは自家消費であります。先ほど申しました通り、ここは少し注視していきたい部分であります。直売所も一応、〇〇〇〇さんが持っておりますので、そちらの販売も計画しているということです。

対価は総額〇〇〇〇円で、10a当たり〇〇〇〇円になります。

以上、報告を終わります。御審議お願いします。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。松井委員の説明に、何ら付け加えることはございません。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

農業経営計画書が、38ページから41ページに付けておりますけど、農業

経営計画書により、本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 376㎡ ほか2筆 計2,046㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明します。

この案件は、先ほどの案件と連動しておりまして、場所も同じ場所になりますが、先ほど説明した建物の北側に3筆あり、4筆で1枚となっております。

43ページをお開きください。

事情は先ほど説明した通り、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇が出資している〇〇〇〇さんへの事業譲渡という案件の関連となっております。

対価は総額で〇〇〇〇円、10a当たり〇〇〇〇円となります。

補足として付け加えますが、〇〇〇〇さんの親会社であります、〇〇〇〇さんについて、昔のつてをたどって業界筋の情報を仕入れましたので、お伝えしておきますが、〇〇に本拠を置きます同社は、現在、〇〇、〇〇に農場を保有しておりまして、約〇〇万羽を収容。今回の〇〇〇〇さんの経営譲渡によりま

して、〇〇万規模に近くなる業界でもトップクラスの売り上げを誇っており、既に現在〇〇〇〇さんを抜いて業界1位になりつつあるという、今現在、養鶏業界では一番勢いのある会社ということだそうです。

以上、補足をしておきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、松井委員の説明に、何ら付け加えることはございませんが、今現在ここに、ネギとエンドウマメが植えてあります。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。45ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

農業経営計画書により、本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46ページをお開きください。

議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況地目 畑 2 3 1 m²

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明します。

農地法第 4 条による申請者、〇〇〇〇さんの農地転用の追認申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*で、面積は 2 3 1 m²です。

場所は、4 8 ページを御覧ください。

中央に国道 1 0 号線が通っています。

この地図がちょっと古いので載っておりませんが、現在、〇〇があるところと、南隣にある、〇〇の間の細い道路を入り、5 0 m ほど行ったところにあります。

申請地及び隣地宅地は、亡くなった父親が農業用倉庫及び通路として利用していましたが、現在は農業をしておらず、物置及び通路として利用されていて、今後も引き続き利用していきたいとのことで、違法状態を解消するため、申請をされました。

土砂流出については、既にブロック塀がつかれていて、被害を与える心配もなく、雨水は地下浸透及び北側の側溝に方流されます。

また、新たな工事は行われなため、費用は発生しません。

父親から相続し、そのまま利用していて、問題があるとは認識しておらず、申し訳ございません。今後は、十分に注意いたしますといった始末書も添付されておりました。説明は以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で、用途区域が準工業地域に定められた区域にある

農地であることから、第3種農地となります。

土地改良区、水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

転用に至る経緯、また雨水、排水処理、土砂流出防止策につきましては、永友委員から御説明の通りです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況地目 畑 208㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、農家住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

申請者、〇〇〇〇さんの農家住宅敷地の一部が、農地であることから、農地転用の追認申請です。

現地は、〇〇線の〇〇を過ぎ、〇〇入口の交差点を左折し、〇〇を過ぎ、道なりに進み、太陽光がある角を右へ入り、70m行ったところにあります。

申請地は、農地であるにもかかわらず、転用申請せずに、住宅建築され、新築建物の登記について、土地家屋調査士に相談したところ、建物の一部が申請地に越境してしまっており、さらに、農振農用地である畑であったため、除外の申請と農地転用許可が必要と指摘され、法令違反の状態にあることを認識

し、違反状態を解消したく、本件の申請に至りました。

住宅を建設済みで、取り壊しは困難なこと、今後も引き続き住宅敷地として利用する予定であることから、現状のまま申請をお願いしたいとの始末書が添付されていました。

本件は、申請地を無断転用しているための事後申請であり、新規工事が無いため、土砂流出、発生の懸念はありません。

54ページを参照してください。

申請地の雨水は、現状通り自然浸透により排出、余剰雨水は、南側、宅地方向へ自然流下し、南側道路側溝へ排出します。

資金については、事後申請につき発生しません。以上説明を終わります。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

本件につきましては、51ページから53ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

54ページは、配置図となっております。

申請地は、10ha以上のまとまりのある農地の一角にあるため、第1種農地となります。

本来であれば、転用許可のできない農地ではありますが、隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供するための転用であって、申請に係る農地の面積の割合が、3分の1以下であるという要件を満たすため、例外的に許可が可能な案件となります。

また、坂元委員から御説明のあった通り、申請地は、農業振興地域内の農用地区域に含まれておりましたが、令和8年1月30日付で、除外となっております。

土地改良区、水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

雨水排水処理、土砂流出防止策については、坂元委員の御説明の通りです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第9号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。55ページをお開きください。

議案第9号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」です。

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による、購買の案件となっているものであります。

購買の期日は、令和8年3月26日となっております。

農地が購買に出された場合、この農地を取得するため公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

購買物件であっても、落札されたものは、農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第5条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が、許可要件を満たしているかどうかを、ここで審査していただき、総会で承認いただければ、意見を付して県知事へ進達するものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者または、次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度、総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することによろしいかを、併せて審議いただくこととなります。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況地目 雑種地 260㎡

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、保管庫、資材置き場です。

なお、本件は購買案件につき、譲受人の単独申請となります。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

5条転用目的の、買受適格証明願について説明します。

高鍋町の購買物件の入札に参加するため、〇〇〇〇さんから購買適格証明願が出ております。

現地は、〇〇線沿いの〇〇の真東となります。

〇〇〇〇さんは、〇〇線沿いの〇〇、〇〇の道路を挟んだ、南側向かいにある〇〇を営んでおられます。

転用の目的は、〇〇に発生する、取り外し部品の一時保管場所が、現状で不足しているため、部分保管庫、資材置き場としての利用を計画しています。

59ページの利用計画図を見てください。

コンテナを設置し、保管庫とします。

コンテナから屋根を張り出して、雨除けとし、資材置き場とします。

費用は土地購入費のみ〇〇〇〇円で、すべて自己資金で対応します。

防除については、雨水は自然浸透、コンテナ設置のみであるため、汚水は発生しません。

自然浸透しきれない部分は、西側側溝への排出とします。以上、説明を終わります。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で、用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

埋蔵文化財の包蔵地に該当しないことは、確認済みです。

本件については、56ページから58ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

59ページが配置図となっております。

申請地に設置されるコンテナや、コンテナ運搬する車両につきましては、譲受人が所有するものを使用するとのことで、坂元委員からの御説明の通り、本件にかかる費用は、土地購入費のみとなっております。

また、雨水、土砂につきまして、申請地の東側と南側が農地と接しておりますが、境界にブロック塀が設置されており、土砂、雨水が流出することはありません。

また、コンテナを設置するのみとなっておりますので、汚水が発生することはありません。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり買受適格証明願を承認し、意見を付して県知事に進達することに決定し、また、買受適格証明書の交付を受けた申請者が、最高価申込者、または次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり買受適格証明願を承認し、意見を付して県知事に進達することとし、買受適格証明書の交付を受けた申請者が、最高価申込者または次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することに決定いたしました。

日程番号8、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。60ページをお開きください。

議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況地目 畑 330㎡

同じく****番* 登記地目 畑 現況地目 畑 330㎡

同じく****番* 登記地目 畑 現況地目 畑 253㎡

同じく****番* 登記地目 畑 現況地目 田 92㎡

渡し人 ○○○○ ○○○○

受け人 ○○○○

転用目的は、建売住宅建築です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

農地法第5条による譲渡人、○○○○さん、○○○○さんから、譲受人、○○○○への所有権移転の申請です。

申請地は、高鍋町○○字○○****番*、****番*、****番*、****番*で、面積は1,005㎡となっています。

場所は、62ページを御覧ください。

先ほど追認申請をされた、○○○○さんの住宅敷地のすぐ南隣となっていて、○○の東側に申請地があります。

不動産業を営んでいる譲受人が、事業拡大として建売住宅地を探していたところ、利便性と環境のよいこの申請地が適地と判断され、建売住宅地といたく申請されました。

資金については、土地代として○○○○さん○○○○円、○○○○さん○○○○円、建築費3棟、○○○○円の合計○○○○円となっていて、自己資金で賄われます。

残高証明書が添付されていました。

雨水は地下浸透と排水溝へ放流されます。

生活雑排水は、合併浄化槽で浄化後に排水溝に接続し、放流します。

土砂流出については、境界線にブロック塀を設置し、土砂流出を防ぎます。

また、万一問題が生じた場合は、当方にて責任を持って対処し、迷惑がかからないようにされるそうです。説明は以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で、用途区域が準工業地域に定められた区域にある

農地であることから、第3種農地となります。

土地改良区、水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

本件につきましては、61ページから63ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

64ページが配置図、65ページから67ページが建物の平面図となっております。

雨水、汚水、排水については、永友委員の御説明の通りです。以上、事務局からの補足です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで一時休憩をいたします。

【一時休憩】

[議長]

それでは、再開いたします。

日程番号9、議案第11号「農地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず所有権移転です。

1番から2番までの案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。68ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 112㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

2番 農地の所在 同じく大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 112㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

農地中間による所有権移転です。

特例事業で即売りタイプになります。

○○○○さんの農地を、公社へ売り渡すものです。

場所は、○○にあります。

○○線、右側に○○があります。○○方面に進みますと、集落が途切れた右側に農道があります。入ってすぐ左側に、細長い田があります。

きれいに耕運されていました。

公社の買入金額は、○○○○円です。

この農地を、公社から○○○○が買受けるものです。

○○○○は、水稻、麦を生産されている認定農業者です。

公社の売渡し金額は、○○○○円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1 件ずつ採決することといたします。

1 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番から2番まで2件の案件につきましては、渡し人が、私、坂本弘志であること及び私、坂本弘志の同居の親族であること、また受け人が、私、坂本弘志の同居親族が経営する法人に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、私は、この案件に関する議事に参与することができません。

つきましては、高鍋町農業委員会会議規則第4条第3項の規定により、副会長に議長をお願いします。

ここで議長を交代します。

暫時休憩いたします。

【副会長 会長席へ】

[副会長]

再開いたします。

坂本弘志委員は、退室をお願いします。

【坂本弘志委員 退室】

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思います。これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することとします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。69ページになります。

1番 農地の所在 大字○○字○○****番*

田 ほか19筆 13,773.99㎡

渡し人 坂本 弘志

受け人 ○○○○

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[副会長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

坂本弘志さんから、公社を通して〇〇〇〇への農地中間による貸借権設定で
ございます。

諸報告にもありましたけども、合意解約後に坂本弘志さんから、〇〇〇〇と
の設定をするものでございます。

申請地は、総会資料の最初の****番*は、〇〇から農道を東へ200m
ほど行った、1枚田んぼを挟んだ左側、堤防すぐ下になるのですが、ここ
は細長いところで、入り口と水の取り入れ口もないので、果樹園として柿の木
などを植えて管理をしてありました。

2番目の****番*から六つ下の****番*は、〇〇〇〇宅の周辺で、
高速の高架下の残地になっています。

田んぼとして活用がなかなか難しいということで、家庭菜園などをして管理
をしているようでございました。

その次の****番*と****番*は、〇〇〇〇のハウスがあるのですけ
ども、すぐ横の水田になります。

そこは、水稻を植えたりして、現状はきれいに耕運されていました。

残りの全部、次のページまで入るのですが、****番*から次のページ
の****番*までは、〇〇〇〇のハウスが建ててございました。

代表の〇〇〇〇さんは、キュウリ、ナスを栽培される認定農業者です。

期間は10年で、使用貸借なので賃料はございません。以上です。

[副会長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。70ページになります。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか4筆 3,662㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[副会長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇への農地中間による貸借権設定で
ございます。

申請地は、資料の****番*と****番*がございしますが、〇〇〇〇の
ハウスが建っているのですけども、南側に県道が通っているのですけども、そ
の間の三角の田んぼになります。

ここも水の取り入れ口がなくて、なかなか水田として活用がしにくいという
ことで、管理地というような形で利用されている状態でございます。

それと****番と****番*は、その反対側、北側の方になりますけど
も、その間はずっとハウスが連なって立っているのですけれども、堤防沿いの
そばにあるのですけども、そちらもハウスの残地と言ったらいけないのかもし
りませんが、そちらも利用ができないということで、管理地として利用してお
ります。

〇〇〇〇さんの詳細は、省かせていただきたいと思います。

期間は10年で、賃料はございません。以上です。

[副会長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで、2件の案件について、一括して採決することといたしま
す。

1番から2番まで、2件の案件について、原案のとおり承認することに、賛
成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から2番まで、2件の案件については、原案のとおり承認するこ
とに決定いたしました。

坂本弘志委員は、席へお戻りください。

【坂本弘志委員 入室】

これで私の議長の職を終わりますので、議長を交代いたします。
暫時休憩いたします。

【坂本弘志委員 議長席へ】

[議長]

それでは再開いたします。

次の3番から17番まで、15件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 2, 693㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇から西へ300m行くと、右側に前の〇〇さんのところを右折して、100m行った右側の農地になります。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、甘藷、千切り大根を生産されています。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は10年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか1筆 3, 442㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の隣にある太陽光パネルのところを右折して、南へ400mぐらい行くと、十字路を右折して3枚目の農地が****番です。

その十字路から東へ150m行くと、広い〇〇の道路が見えています。そこを右折して〇〇方面へ150m行き、左折したところから2枚目が****番の農地です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻を栽培される認定農業者です。

現地を確認したところ、どちらもきれいに耕運されていました。

期間は10年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 2, 398㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から、〇〇地区へ行く道を 9 0 0 m ぐらい行くと、〇〇の入り口があり、そのまま入って行った左側の農地です。

2 筆ですが、1 枚になっていました。

〇〇〇〇さんは、〇〇で飼料作物を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、雑草が生えていました。

期間は 5 年で、賃借料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 2 ページになります。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 1 筆 3, 5 8 7 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した〇〇入口から、〇〇方面へ 7 0 m ぐらい行ったところの農地になります。

これも 2 筆ですが、1 枚になっておりました。

現地を確認したところ、こちらも雑草が生えていました。

期間は 5 年で、賃借料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 ほか3筆 6, 824㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[事務局]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から〇〇方面へ200mぐらい行くと、〇〇から下りてきた道と交わるところから70mぐらい行き、右折して20mぐらい行った右側の農地が10087番です。

1筆ですが5反ぐらいあり、前にハウスがあったのですが、今はネジだけになっており、その隣の2反ぐらいを使用したいということです。

それと、****番は****番の南隣です。

〇〇の2筆は、先ほど説明した〇〇〇〇さんの農地の道を挟んだ、東側の農地が****番*と*番です。

2筆ですが、こちらも1枚になっておりました。

現地を確認したところ、4筆とも雑草が生えていました。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか2筆 1, 532㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

申請地は、〇〇にあります。

10 号線にある〇〇から、〇〇方面へ 300 m ぐらい進みますと、一軒家があります。過ぎたところに十字路があり、その十字路を過ぎたところの右側角に****番*があります。

きれいに耕運されておりました。

****番は、その十字路を左折し、70 m ぐらい進みますと、道沿い左側に****番と合体して1枚になっておりました。

耕運されておりました。

****番は、さらに50 m ぐらい進んだところから、右に入る農道を100 m ぐらい進んで、その右側に****番、****番と合体してありました。

耕運されておりました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを生産されている認定農業者です。

賃料は10 a 当たり粍〇〇 k g です。

期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。すみません、9 番の前に今の8 番ですが、表記上に粍〇〇 k g の後に10 a 当たりが/ (スラッシュ) が抜けているのですが、間違いなく、推進委員の御説明通り、10 a 当たりの粍〇〇 k g で間違いありませんので、よろしく願いいたします。

9 番	農地の所在	大字〇〇字〇〇****番
	田	ほか3筆 3, 085 m ²
	渡し人	〇〇〇〇
	受け人	〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による終期に伴う継続での賃貸借契約です。

申請地は、〇〇にあります。

****番と****番は、〇〇から進んだところの、先ほど説明いたしました、十字路から左折して250mぐらい進んだ、右側道路沿いに合体してありました。

耕運されておりました。

****番と****番は、道路を50mほど戻り、左側に農道があります。そこを100mぐらい進んだ右側にあります。

きれいに耕運されておりました。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。74ページになります。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 1,457㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

申請地は、〇〇にあります。

〇〇にある〇〇から、10号線に向かって50mぐらい進みますと、排水路があります。渡ってすぐ左側の農道を40mぐらい進んで右折します。農道を30mぐらい進んだ、左側の田になります。

2枚が合体してありました。

きれいに耕運されておりました。

〇〇〇〇さんは、水稻、野菜を生産されている認定農業者です。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は10年間ということです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3,978㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間による賃貸借契約です。終期に伴う継続契約です。

申請地は、〇〇にあります。

〇〇線に〇〇があります。〇〇方面へ300mぐらい進みますと、右に入る農道があります。右に進んで200mぐらい行った、左側奥の広い三角地です。

きれいに耕運されておりました。

〇〇〇〇は、水稻、麦を生産されている認定農業者です。

賃料は10a当たり玄米〇〇kgで、期間は3年間ということです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 398㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの終期に伴う継続での案件でございます。使用貸借契約でございます。

場所は〇〇、〇〇の西の方300mぐらいのところに位置しております。

〇〇〇〇さんは、甘藷、水稻を生産される農家でありまして、賃料は無償です。期間は5年間です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか5筆 6,551㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの終期に伴う継続での案件で、賃貸借契約です。

賃貸料は、10a当たり〇〇〇〇円でございます。

場所は、〇〇でございます。

〇〇から北西方向に大体500m行った、高速を渡ったところの右側にあります。

下の****番*、****番*、****番*は、先ほどのところから100mぐらい北東の方に位置しております。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番	農地の所在	大字〇〇字〇〇****番
	田	ほか5筆 3,959㎡
	渡し人	〇〇〇〇
	受け人	〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、〇〇の県道〇〇号線を〇〇の方に、〇〇の方に行くと、〇〇地区と〇〇地区のちょうど境なるのですが、堤防に上がるすぐそば、〇〇の看板があるので、そこを10mほど〇〇の方に行くと、左の方に降りていく農道の道がございます。そこを100mほど行ったところに、申請地は左右にございます。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、ハウスキュウリ、水稻などを栽培される農業従事者でございます。

期間は5年で、賃料は粍で10a当たり〇〇kgだそうです。

これは、以前から決まったような話で、双方が合意のもとでの賃料みたいでございました。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。76ページになります。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか2筆 2, 716㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、〇〇のすぐ西側に、****番*と****番*がございました。

現状は、きれいに耕運されていました。

残りの****番*は、〇〇の横の農道を北へ100mほど行くと交差点がございまして、その交差点を東へ100mほど行った道路沿いの左側にございました。

現状は、野菜の苗床のハウスが建っていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜、水稻などを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり粍で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか9筆 9, 197㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての物納の貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、水稻、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、大字〇〇字〇〇****番*から****番*までは、10号線沿いの〇〇を〇〇方面へ真っすぐ進んでいくと、小さい橋があります。その橋を渡って左側に、今言った8筆の農地が1枚になっていました。

一番上にあります****番*は、さらに真っすぐ進みまして、五差路があるのですけれども、その五差路の右側にあります。

一番下の****番*は、その五差路の交差点を鋭角に右折して、ずっと真っすぐ突き当たりまで行きまして、突き当たりを左折して左側の3枚目の農地になります。

すべて耕運してありました。

期間は10年、10a当たり玄米〇〇kgとのことです。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 7,055㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての使用貸借契約です。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、水稻、白菜、キャベツなどを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇の〇〇から西へ600m進み、右側の農地になります。

現地を確認したところ、キャベツとトンネルがあったので、ちょっと覗いたのですが、サトイモらしきものが植えられていました。

期間は10年とのこと。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3番から17番まで、15件の案件について、一括して採決することといたします。

3番から17番まで、15件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって3番から17番まで、15件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号10、議案第12号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。79ページをお開きください。

議案第12号「農地の賃借料情報提供について」です。

農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第52条に基づき、情報提供を行うもので、昨年、令和7年1月から12月までの宮崎県農業振興公社を介した賃借料と、農地法第3条の貸借契約による賃借料を集計したものでございます。

田、畑、樹園の部について、それぞれ平均額、最高額、最低額のデータ数を掲載しております。

令和6年よりも全体的に額が上がっております。

下の方にありますように、この金額はあくまでも目安として示すもので、貸し手、借り手の双方で、よく話し合いをして決めるようにということで、記載をしております。

総会で承認されましたら、町のホームページに掲載する予定でございます。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもって、令和8年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時58分)